

箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（制定） の概要について

政策決定会議資料
令和2年（2020年）1月17日

1. 平成29年地方自治法の改正の概要

（1）法改正の目的

- ・第31次地方制度調査会答申（平成28年3月）において、住民訴訟制度等を巡る課題として、長や職員の損害賠償責任について、「長や職員の萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追求のあり方を見直すことが必要」とされていた。
- ・軽過失の場合に、個人責任として過酷である等の問題を解決するために、損害賠償額を限定する措置を講ずるものとなったもの。（国会答弁）

（2）法改正の概要

①地方自治法の改正（平成29年6月9日公布、令和2年4月1日施行）

（ア）地方公共団体の長等の職員（地方自治法第243条の2の2の賠償命令対象職員を除く。）の地方公共団体に対する損害を賠償する責任について、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等が賠償の責任を負う額から、政令で定める参酌基準を参照して、条例で定める額を超える部分の額を免除することができる。

（イ）議会は、①の条例の制定又は改廃に関する議決に当たり、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

※「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき」とは、一般的に、「長等の職員が違法な職務行為によって、地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことについて著しい不注意がない場合を指す」とされている。

②地方自治法施行令の改正（令和元年11月8日公布、令和2年4月1日施行）

（ア）市長等の損害賠償責任の「条例で定める賠償の限度額」に係る参酌基準

| 職員等の区分 | 基準給与年額に次の数を乗じて得た額とする |
|--|----------------------|
| 市長 | 6 |
| 副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員 | 4 |
| 公平委員会の委員、農業委員会委員、固定資産評価震災委員会委員、消防長、公営企業管理者 | 2 |
| その他の職員 | 1 |

※「基準給与年額」とは、「損害賠償責任の原因となった行為の日を含む会計年度に支給される給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当または寒冷地手当を除く。）の一会計年度当たりの相当額」をいう。

（イ）市長等の損害賠償責任の最低額

基準給与年額とする。

2. 本市の方針案（条例案）

（1）賠償責任の上限額

| 職員等の区分 | 基準給与年額に乗じる数 |
|---|-------------|
| 市長 | 2 |
| 副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員 公平委員会の委員、農業委員会委員、固定資産評価震災委員 会委員、消防長、公営企業管理者 | 1 |
| その他の職員 | |

（2）施行期日：令和2年4月1日

3. 上限額の考え方

- ・ 免責条例の適用は軽過失の場合に限定され、故意又は重過失の場合は適用されない（免責されず賠償責任を負う）。
- ・ 国の参酌基準では、軽過失の場合の賠償金の額は、個人責任として過酷である。
（市長の場合、国の参酌基準では、賠償責任の上限額は約1億950万円となる）
- ・ 法の趣旨を踏まえ、職員の賠償責任の上限額は基準給与年額とし、市長は統括代表者として基準給与年額の2年分とする。

4. 今後のスケジュール

令和2年第1回箕面市議会定例会（当初議案）で、条例制定議案を提出する。

（※近隣市も、同様の方向性で検討を進めている。）

- 2月12日 当初議案送付
- 3月5日 本会議（条例上程）
- 3月12日 総務常任委員会
- 3月26日 本会議（採決）
- 4月1日 条例施行